

# 令和7年度版 総合計画の進行管理及び課題管理シート（令和6年度の振り返りと令和8年度の取組検討）

施策No	112	
施策名	企業誘致の促進	施策の目的 ● オフィス系、産業系の企業誘致を促進します。 ● 産業団地の造成を推進します。
関係課	企業誘致課、政策調整課、産業政策課、都市計画課	

## 1. 進行管理

### (1) 指標の実績・考察と目標年度（令和7年度）の目標値達成見込み

指標	単位	実績値			見込値	目標値	最終年度（R7）の目標値達成見込	R6年度の実績説明・考察 及びR7目標値達成見込判断の理由
		R2	R3	R4				
a 市内に進出したオフィス系企業数（累計）	社	—	0	1	1	3	11	④現在の想定では目標達成が困難 社会情勢の変化により地方部に開設したサテライトオフィス需要が減少している。本市ではデジタル田園都市国家構想推進交付金を受けて設置した民間コ・ワーキングスペースについて、民間事業者による活用が一定程度見込めるものの、市外からのオフィス企業の市内への進出までは期待できない状況となっている。
b 市内に進出した産業系企業数（個人事業主含む）	社	88	38	33	30	25	106	④現在の想定では目標達成が困難 市内の産業団地がすべて分譲済みとなっていることから、新たな企業の進出に対応できない状況となっている。こうしたことから、国道50号沿線開発（西側エリア）の整備に向けた区域の測量を実施、都決に向けた農林調整、都決資料作成を行った。また、地域未来投資促進法に基づく重点促進区域（524.1ha）を位置付けた。
c 産業団地に進出した企業数（累計）	社	98	98	97	98	100	100	②現在の計画、取り組みにより目標達成（見込み） 市内7カ所の産業団地内における企業の出入りが、ここ数年発生しているものの、企業転出後の跡地については空き地になることなく新たな所有者が決まっている状況から、本市への企業の進出意向は高いものと推定される。
d 分譲可能な面積（累計）	ha	—	0	0	-	-	-	④現在の想定では目標達成が困難 目標値については、出流原PA周辺開発ゾーンを計上したものであるが、令和5年7月に市による整備を断念し、構想書に位置付けられた構想エリア（A～Fゾーン）については産業振興エリアとして位置づけ、民間事業者による開発整備を支援することで、出流原PA周辺総合物流開発整備を推進することとした。

### (2) 構成する事務事業の昨年度（令和6年度）の取組結果 ※効果が上がった、下がったの判定は、事業効果を説明する指標のR5との比較となります。

#### ①施策関連区分A（実施計画事業）

##### 【効果が上がった事業】

No	事業名	事業効果を説明する指標	単位	事業費（単位：千円）			効果説明		
				R4	R5	R6	R4	R5	R6
3	事業用地等活用支援事業	登録件数（累計）	件	3	4	11	0	0	0
		登録物件の成約件数（累計）	件	1	2	2			

##### 【効果が下がった事業】

No	事業名	事業効果を説明する指標	単位	事業費（単位：千円）			効果説明		
				R4	R5	R6	R4	R5	R6
2	企業立地支援事業	交付対象企業の従業員数	人	783	711	509	145,010	100,250	57,110

#### ②施策関連区分B（実施計画事業以外）

##### 【効果が上がった事業】

No	事業名	事業効果を説明する指標	単位	事業費（単位：千円）			効果説明		
				R4	R5	R6	R4	R5	R6
4	栃木県企業立地促進協議会参画事業	企業誘致対象数	社	452	745	831	50	100	50

##### 【効果が下がった事業】

No	事業名	事業効果を説明する指標	単位	事業費（単位：千円）			効果説明		
				R4	R5	R6	R4	R5	R6

### (3) 基本方針の取組状況

#### ①特に実績をあげている取組（計画初年度（令和4年度）以降の取組状況）

##### ・産業団地の整備を推進し、企業の誘致を図ります。

（国道50号沿線開発（西側エリア）については、令和4年度に事業化を決定して以降、令和11年度の整備完了に向けて事業を推進している。令和4年度に基本計画を策定し、令和5年度には地権者の開発同意形成に向けて意向調査を実施。令和6年度は令和7年度末に予定されている都市計画決定に向けた農林調整、都決資料の策定のほか、区域の地籍測量を実施した。また、国道50号沿線に係る取組として地域未来投資促進法に基づき、令和5年3月に植下町の65haを、続く令和6年4月に国道50号沿線の524.1haを新たな重点促進区域として位置づけ、企業の誘致を図ることとした。なお、令和7年4月現在、当該植下地区において進出を検討する企業が現れたことから、連携して地元調整を行っている。）

#### ②未着手等計画通りではない取組（及び今後の対応）

##### ・オフィス系企業の誘致に取り組みます。

（デジタル田園都市国家構想推進交付金を受けて設置した民間コワーキングスペースについては、首都圏企業のサテライトオフィスとして利用してもらうため、栃木県企業立地促進協議会が東京・大阪で開催する企業立地セミナーに参加し、企業に対する誘致活動を実施。利用者、収益ともに増加しているものの、オフィス系企業の本市への進出には至っていない。令和6年4月、企業の本市への本社移転等に対してインセンティブを与えるため、佐野市企業立地促進条例の一部改正を行っており、今後、こうした制度の企業への周知を図っていく。）

### (4) 令和6年度行政経営方針の取組状況

#### ①令和6年度行政経営方針

・国道50号沿線開発のうち、西側エリアについてはスケジュールに沿った産業団地整備を図るために整備計画を決定し、令和7年度の市街化区域編入に向けて市計画に関する関係機関との協議や関係手続きを進めます。また、東側エリアについては、令和5年度に策定予定の整備方針に基づき検討を進める。

・コミュニティ・ワーキングスペース利用企業の誘致を図るため、運営事業者と連携した取組を推進する。

・地域未来投資促進法等を活用し企業の進出に対応するため、新たな重点促進区域の設定を図るとともに、開発手続きに係る後方支援や財政的な支援を実施する。

#### ②令和6年度行政経営方針の取組状況

##### ・国道50号沿線開発（西側エリア）について、事業スケジュールに沿って区域の測量を実施したほか、都市計画決定に向けた農林調整、都市計画決定資料の作成を行ったほか、整備に向けた開発区域の業務代行スキームの検討を行った。また、東側エリアについては、商業系企業に対するサウンディング調査を実施した。

・首都圏企業のサテライトオフィスとして市内の施設を利用してもらうため、栃木県企業立地促進協議会が東京・大阪で開催する企業立地セミナーに参加し、企業に対する誘致活動を実施。利用者、収益ともに増加している。

・国道50号沿線で、新たに地域未来投資促進法に基づく重点促進区域（524.1ha）を位置付けた。民間事業者による開発整備に対するインセンティブを与えるため佐野市民間産業用地整備促進条例を令和6年4月から施行、市HPへの掲載や問い合わせのあった企業に対して周知を図った。

### 2. 課題と次年度（令和8年度）の取組

#### (1) 課題<環境変化や関係者の意見、要望等を踏まえて>

①デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用して民間事業者が整備したコ・ワーキングスペースのKPI管理と利用企業の誘致  
②企業立地促進条例並びに民間産業用地整備促進条例を活用した、民間事業者の設備投資等に対する支援  
③国道50号沿線開発（西側エリア）の円滑な事業実施  
④地域未来投資促進法に基づく重点促進区域における企業の誘致  
⑤国道50号沿線開発（西側エリア）の土地利用方針の明確化  
⑥国道50号沿線開発（東側エリア）について、観光・商業系での土地利用方針の明確化

#### (2) 課題に対する今年度（令和7年度）内の取組状況、予定

①首都圏企業のサテライトオフィスとして市内の施設を利用してもらうため、栃木県企業立地促進協議会が東京・大阪で開催する企業立地セミナーに参加し、企業に対する誘致活動を実施する。また、デジタル田園都市国家構想推進交付金を受けて設置した民間コワーキングスペースについては、コロナウイルス感染症の5類移行やオンライン会議の普及、リモートワークの常態化により、その必要性が薄れているものの、利用者、収益ともに増加している。については安定したコワーキングスペースの運営に向けて、運営事業者と連携した誘致活動を進める。  
②佐野市企業立地促進条例や佐野市民間産業用地整備促進条例等の各種支援制度を周知し、民間事業者の設備投資等の促進を図る。  
③⑤国道50号沿線開発（西側エリア）について、令和7年度については基本設計を実施するとともに、令和8年度から予定している区域の用地買収に向けて土地評価・不動産鑑定評価・物件算定業務を実施する。また、都市計画決定に向けた農林調整、都市計画決定資料の作成を行う。  
④地域未来投資促進法に基づいて設定した重点促進区域をはじめ、民間事業者による開発整備に対するインセンティブを付与することを目的とした佐野市民間産業用地整備促進条例や佐野市企業立地促進条例などの民間事業者に対する支援制度について、市HPへの掲載や企業に対する誘致活動に際して周知を図り、企業の誘致につなげていく。  
⑥国道50号沿線開発（東側エリア）について、観光・商業系での土地利用方針の明確化に向け、総合計画後期基本計画での位置づけを図る。

#### (3) 次年度（令和8年度）の取組（案）

①コワーキングスペース利用企業の誘致を図るため、運営事業者と連携した誘致活動を進めるとともに、各企業間の連携を促す。  
②佐野市企業立地促進条例や佐野市民間産業用地整備促進条例等の各種支援制度を周知し、民間事業者の設備投資等の促進を図る。  
③⑤国道50号沿線開発（西側エリア）のスケジュールに沿った産業団地整備を図るために土地利用方針を明確化し、都市計画等関係手続きを進めます。また、国道50号北側の田島町地内について、引き続き次期産業用地候補地の調査を続けていく。  
④地域未来投資促